

令和8年度分碧南市燃やすことのできるごみの袋広告申込の手引き

この手引きは、「碧南市燃やすことのできるごみの袋」に掲載する有料広告の申し込み方法などの概要を記載しています。広告掲載に関する詳細については碧南市広告掲載実施規程（以下「実施規程」という。）及び碧南市燃やすことのできるごみの袋広告募集要項（以下「募集要項」という。）も併せてご覧ください。

1 広告の規格及び募集枠数等

(1) 広告規格

- ア サイズ 縦100mm 横150mm
- イ デザイン 市のイメージを損なわないものであること
- ウ 色 市が指定する単色

(2) 募集枠

碧南市燃やすことのできるごみの袋上1枠

(3) 碧南市燃やすことのできるごみの袋作成枚数

約3,200,000枚

2 広告掲載者の順位

広告掲載の申込が募集枠数を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定します。

- (1) 第1順位…前年度に広告掲載した事業者等
- (2) 第2順位…市内に本社、若しくは本店を有する事業者等
- (3) 第3順位…市内に支店、営業所等を有する事業者等

※(1)～(3)で決定できない場合は抽選により決定します。

3 広告料

1枠当たり年間50,000円（税込み）

4 申込場所

碧南市環境課ごみ減量係

住 所：〒447-8601 碧南市松本町28番地

電話番号：0566-95-9899（直通）

Eメール：kankyoka@city.hekinan.lg.jp

5 掲載可能な事業者等の条件

実施規程をご覧ください。

6 広告掲載の基準

実施規程をご覧ください。

7 広告掲載手続き

(1) 掲載の申込み

広告の掲載を希望する年度の前年度9月末日（末日が土曜日もしくは日

曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直前の碧南市役所開庁日とする。）までに、募集要項に定める碧南市燃やすことのできるごみの袋広告掲載申込書に必要な事項を記入の上、広告原稿とその電子データを添えて市に申し込んでください。

※広告原稿の作成費用は広告主の負担でお願いします。

(2) 掲載の決定

市は、広告掲載申込みの内容を審査し、掲載の可否を広告の掲載を希望する年度の前年度1月末日までに碧南市燃やすことのできるごみの袋広告掲載決定通知書により通知します。また、掲載が可能な場合には、併せて広告料の納付書も渡します。

(3) 広告掲載承諾書の提出

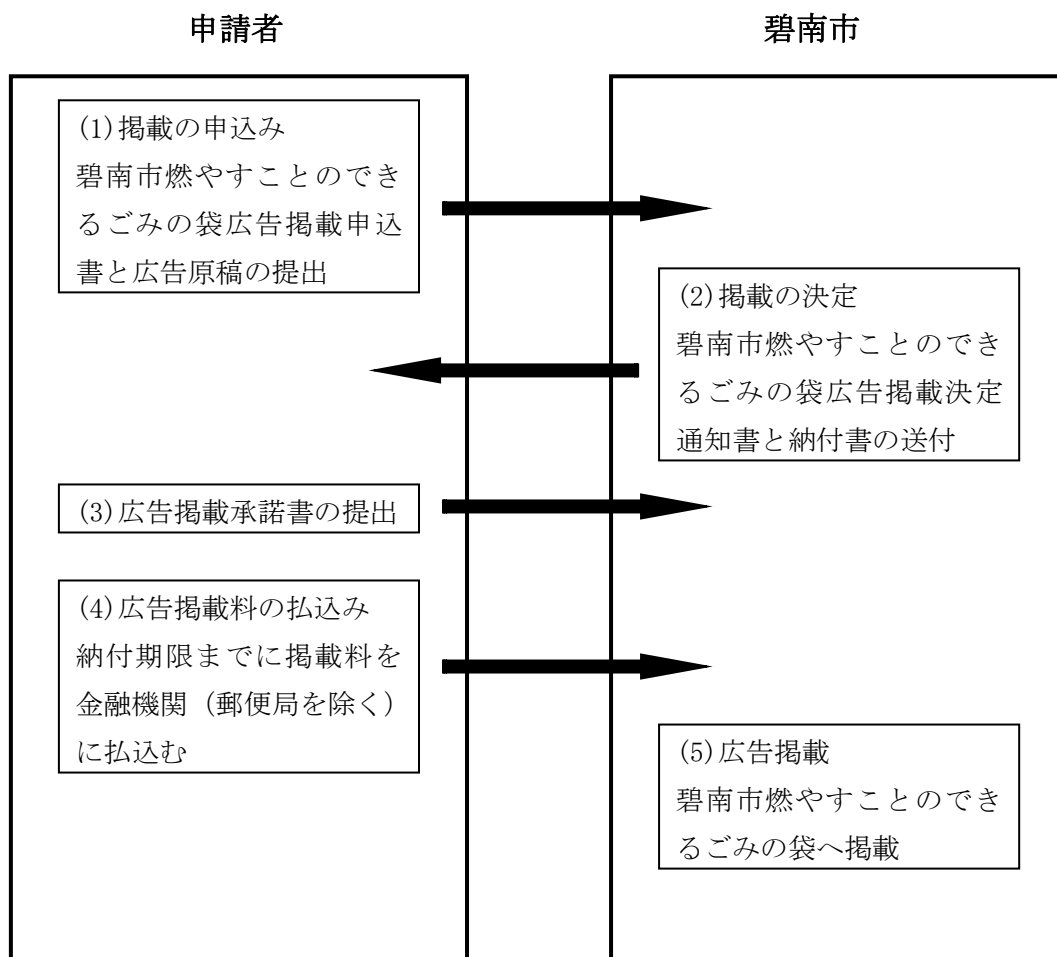
実施規程第11条の規定により、契約書を省略し、広告掲載承諾書の提出をお願いします。

(4) 広告料の払込み

指定された納付期限までに広告料を市指定の金融機関等（郵便局を除く）で払い込んでください。

※期限までに納付されない場合は、掲載の決定を取り消すことがあります。

広告掲載手続きの流れ



8 その他

- (1) 広告の内容及びデザインについては、掲載期間中の変更はできません。
- (2) 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。

【問合先】 碧南市環境課ごみ減量係 電話 0566-95-9899 直通
